

税務・財務情報 第2912号

平成 29 年度所得税改正 医療費控除の添付書類が変わります

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン



行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

平成 29 年度所得税改正 医療費控除の添付書類が変わります

1 はじめに

平成 29 年度税制改正により、医療費控除又はセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合には、従来の領収書の添付又は提示に代えて、医療費控除の明細書を確定申告書に添付する手続きに変わりました。今回は、平成 28 年度改正により新設されたセルフメディケーション税制と、平成 29 年度の改正による添付書類についてご説明したいと思います。

2 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

平成 29 年 1 月 1 日から施行された制度で、健康診断や予防接種など疾病予防、健康増進を行う個人が、自己や生計を一にする家族等のため一定のスイッチ OTC 医薬品（*1）を購入した場合、その年中に支払った購入額の合計が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える金額（その金額が 8 万 8 千円を超える場合は、8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額から控除します。ただし、適用を受ける年分において、一定の取組（*2）を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。

また、この特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができません。

（*1）要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいいます。

対象商品については厚生労働省のホームページに一覧を掲載しています。また、対象商品パッケージに識別マークがついています。

（*2）勤務先で実施する定期健康診断など取組内容は定められており、申告者が任意（全額自己負担）で受けた健康診断等は含まれません。

3 医療費控除の添付書類の改正

医療費控除の適用を受ける確定申告書を提出する場合には、従来の領収書の添付又は提示に代えて、次に掲げる書類を確定申告書に添付しなければならないことになりました。

イ. 納税者自らが作成する医療費の明細書

適用対象となる医療費について、一定の事項の記載がある明細書（口の書類が確定申告書に添付された場合、その書類に記載された医療費は除きます）

一定の事項

1. その年中において支払った医療費の額
2. 医療費に係る診療、治療等を受けた者の氏名
3. 医療費に係る診療、治療等を行った病院、診療所等の名称又は氏名
4. その他参考となるべき事項

ロ. 医療費通知書

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など各医療保険者の医療費の額を通知する一定の書類。

4 セルフメディケーション税制の添付書類の改正

セルフメディケーション税制の適用を受ける確定申告書を提出する場合には、適用対象となるOTC医薬品の購入費について、一定の事項の記載がある明細書を確定申告書に添付しなければならないことになりました。

1. その年中において支払ったスイッチOTC医薬品の購入費の額
2. スイッチOTC医薬品の販売を行った者の氏名又は名称
3. スイッチOTC医薬品の名称
4. その他参考となるべき事項

5 領収書の保存

税務署長は、確定申告期限から5年間、その適用に係る医療費の領収書、医薬品の領収書の提示又は提出を求めることができ、その場合に適用を受ける方は、これらの領収書の提示又は提出を義務付けられます。ただし、上記3の医療費通知書に係る領収書については提示又は提出の義務はなく、5年間の領収書の保存義務はありません。

6 医療費控除の明細書

国税庁は、従来の「医療費の明細書」の名称を「医療費控除の明細書」に変更し、「従来の医療費控除」「セルフメディケーション税制による特例」の2種類の様式案を準備しています（今後変更する可能性があり、確定様式ではありません）。

「従来の医療費控除」では、「医療費のお知らせ」など医療費通知書に記載された医療費の額を記入する欄などに変更する予定です。

平成 年分 医療費控除の明細書

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、
右記の（1）～（3）の必要事項を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類をいいます。

（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

（1） 医療費通知に記載された医療費の額	（2）（1）のうちその年中に実際に支払った医療費の額	（3）（2）のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	㊦	㊧
	円	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

（1）医療を受けた方の氏名	（2）病院・薬局などの支払先の名称	（3）医療費の区分	（4）支払った医療費の額	（5）（4）のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		

「セルフメディケーション税制による特例」では薬局などの支払先ごとに購入費の合計額を記入する予定です。

平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書

氏名 _____

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康審査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2 特定一般用薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		円	円

7 経過措置

従来の医療費控除、セルフメディケーション税制の適用に当たっては、経過措置として平成29年分から平成31年分までの確定申告について、医療費の領収書、スイッチOTC医薬品の領収書の添付又は提示による適用も可能です。

8 まとめ

添付書類の見直し等により 申告手続きが簡素化されました。従来、領収書とみなされなかった「医療費のお知らせ」が 今後添付資料として必要となります。平成31年分まで経過措置がありますが、紛失しないようご注意ください。また、医療費合計額が10万円に満たないため、医薬品の領収書を保存されていなかった方は、セルフメディケーション税制による特例の適用が可能な場合もあります。スイッチOTC医薬品の領収書に該当しないか、ご確認ください。

ご不明な点がございましたら弊社担当者にお問い合わせください。